

# 告 示

## 埼玉県選管告示第七号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、同年三月三十一日とする。

令和五年二月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文